

# 災害をめぐる法務リスク

# 「不可抗力」と 企業の契約責任

大宮法科大学院大学客員教授  
弁護士（日本国および米国・ミネソタ州）・弁理士  
牧野和夫

最初に、この度の東日本大震災により被災された皆様にお悔やみ申しあげるとともに、一刻も早い復興を祈念申しあげます。

\*\*\*

今回の東日本大震災では日本の歴史上最大規模の被害が報道されている。このようにいわゆる「不可抗力 (Force Majeure)」の場合には、契約書上に不可抗力条項を謳って（いなければ不可抗力宣言をすることはできないのか、あるいは、契約書上に不可抗力条項が規定されていても不可抗力宣言することができない場合があるのか。さらには、自社に有利に不可抗力条項をあらかじめ規定するためには、どのような書き方をすべきであるか。また、不可抗力条項を規定すべきでない場合とはどのような場合か――など企業に関する法律問題が次々と出てくる。

本稿では「不可抗力」を取り巻く企業に関する法律問題に対して、Q & A形式で実務上の対応を検討する。

**Q<sub>1</sub>** 企業が契約責任や雇用責任を負うべきか否かの基準はどこにありますか。

「不可抗力」が一つの基準になるのでしょうか。

**A** 「不可抗力」が一つの基準になる。原則として、

企業は自社に過失や帰責事由がない限り、契約責任や雇用責任を負わない。つまり、法律的には、天災か人災かという区分が非常に重要であり、天災の場合には「不可抗力」として責任を負わないが、他方で、人災の場合には責任を負うことが原則になる。

「不可抗力」とは、英語で「Force Majeure (フォース・マジュール)」といい、天変地異など契約当事者の支配の及ばない事象によって契約義務を履行できない場合を指す。「不可抗力」の場合には、契約当事者は債務不履行責任を負わない。法律の世界では過失（落ち度）のない者は法的責任を負わないのが原則であるからだ。

しかしながら、何が「不可抗力」であるかが明確でない場合が多い。「地震」は間違いなく「不可抗力」



納期遅延などの情報開示は  
正確かつタイムリーに。

に該当し、法的責任の有無についてスムーズに法的判断がなされるものと思われるが、今回の大震災で「地震」により引き起こされた損害であっても「不可抗力」といえるかどうか不明確な事例がたくさんあることに驚く。

例えば今回は、地震↓津波↓福島第一原発損傷↓放射能汚染という因果関係の流れであるが、放射能汚染で政府の退避命令（違反は罰則が科されるので「不可抗力」とされる）が出ている地域であれ

ば「不可抗力」になるが、自主退避勧告の場合は「不可抗力」といえるかどうか問題となる。また企業が自主的に判断して工場を閉鎖した場合も「不可抗力」といえるかどうか問題となる。これらについては後で詳しく述べたい。

**Q<sub>2</sub>** 製品の供給情報（材料の調達）が間に合わないため納期が遅れるなどの情報（報）は、どのタイミングでどの範囲で開示すべきでしょうか。納期遅れがわかっていても通知すればキャンセルされてしまいます。それでも顧客へは伝えるべきでしょうか。また、法的な責任を負わないためにはどうすべきでしょうか。

**A** 納期遅れがわかっているにもかかわらず、当然に契約上の義務違反になり、それによって発生した取引先の損害を賠償する責任が発生する可能性がある。したがって、法的な責任を回避するためには、正確な情報をタイムリーに取引先へ伝えることが必要である。

**Q<sub>3</sub>** 調達先から「八カ月あれば復旧するので待つほしい」と言われた場合にどうすればよいですか。また、調達先を切り替える場合に法的に注意する点は何でしょうか。

**A** とりあえず代替調達先を探して対応し、長期的には現在の調達先と取引を続けていきたいのか、あるいは、これを機会に新しい調達先へ切り替えることを考えているのか、経営判断が必要になる。調達先を切り替える場合の留意点は、現在の調達先と円満な基本契約の解約手続を行い（あるいは基本契約は継続しつつ）、他方で新しい調達先とQCD (quality, cost, delivery) が適切に合意・履行されるように事前確認と契約上で義務明記を行うことが必要である。

**Q<sub>4</sub>** 工場が被災して納期が遅れてしまった場合は、売主は買主に対してどこまで責任を負いますか。また、工

はじめに

東日本大震災（以下「本震災」という）の発生から五カ月が経過し、復興に向けた作業も本格化する中で、これまで目に見える被害に隠れていた法務問題が今後顕在化することが予想される。

本稿は、それらの法務問題のうち登記実務に関連するポイントについて、企業法務という視点から最新の情報を基に解説するものである。

## 1 期間・期日関係

登記制度は、取引の安全を図るために、取引の主体である法人や客体となる不動産についての重要事項を公示するものがあり、一定の場合については、登記をすべき期間が法定されている（会社法95条1項、不動産登記法37条1項等）。

また、商業登記においては、役員の内

期等、期日・期間が問題となる場面も少なくない。

### （1）商業登記の登記期間

商業登記制度は、各種取引の主体となる会社の根幹とも言うべき重要事項を公示するものであり、それらの事項に変更が生じた場合には、速やかに変更の登記をしなければならない一方、申請人となる会社の事務負担も考慮して、原則として二週間の登記期間が設けられている（会社法95条1項）。

二週間の登記期間は、平時においては、申請人の事務負担と取引の安全との調和を図る意味で妥当な期間と言えるが、現在のように、おおよそ平時とは言い難い場合にまでこの登記期間を強いるのは、取引の安全を考慮してもなお、被災した申請人等には酷と言える。

これらのことを考慮して法務省では「登記期間を経過した後に登記申請があった場合でも、申請書の記載から、当該登記申請の遅延が、本震災を原因とするものであることが判明もしくは推認されるときには、過料を科さない措置をとる」ととした（注1）。

これまでの間も、本震災が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「権利利益保全法」という）2条1項に規定

# 東日本大震災における

# 登記実務

# のポイント

司法書士  
早川将和



● 今回の大震災における登記実務について、主に企業に関連するポイントを解説。

する特定非常災害に指定されたことにより、登記期間の徒過による過料については、平成二十三年六月三〇日まで免責することとされていたが（権利利益保全法4条1項）、この措置をさらに拡充するものである。

### （2）不動産表示登記の登記期間

不動産権利登記は、基本的に第三者對抗要件であつて登記義務もないことから、登記期間も存在しない。一方、不動産表示登記は、登記事項に変更が生じた場合には、原則として一カ月以内に変更の登記をしなければならない（不動産登記法37条1項、47条1項等）。

不動産表示登記の登記期間を徒過した

場合についても、商業登記の場合と同様に、権利利益保全法4条1項の規定により、平成二十三年六月三〇日まで過料には処せられないこととされるほか、法務省では、平成二十三年七月一日以降の登記期間の徒過による過料についても、本震災によってその申請が困難であつたと認められるときには、その対象としないとしている（注2）。

### （3）定時株主総会の開催遅延と役員任期

株式会社において、取締役の任期は「選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と規定されており（会社法332

条1項）、他の役員等についても、年数の違いはあつても定時株主総会の終結を任期の満了時とする点は、取締役と同様である（同法336条1項、338条1項等）。

定時株主総会が通常どおり開催される場合には、この取扱いで問題はないが、本震災によって定時株主総会を開催できないような会社の場合、役員等の任期がいつ満了するかという点が問題となる。

一般的には定款に定時株主総会の開催時期を定めている会社が、定款所定の開催時期に定時株主総会を開催しなかった場合には、当該総会の終結の時に任期満了となるべき役員は、定款所定の定時株主総会が開催されるべき期間の満了日に任期満了により退任するものとされている（注3）。

これは、不当に定時株主総会の開催を遅滞し、または行わないことにより、事実上、任期を延長しうることが相当でないという趣旨であり、天災等のやむを得ない事情によって定時株主総会の開催を延期せざるを得ない場合にまでこれを適用すべきではないと解される（注4）。

したがって、本震災によって定時株主総会を定款所定の時期までに開催できなかった場合でも、相当な期間内にこれが開催される限り、役員等の任期はその定時株主総会の終結の時までとなるものと考えられる。

（注1）「東日本大震災に伴う商業・法人登記事務に係る過料事件の取扱いについて（依命通知）」平成23年6月2日民商1268号。  
（注2）法務省「東日本大震災により登記の申請をすべき期間に登記の申請ができなかった場合について」  
▶[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00064.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00064.html)  
（注3）昭和38年5月18日民甲1356号民事局長回答。  
（注4）山川都資ほか「東日本大震災に伴う商業登記の実務に関するQ&A」（商事法務1933号、2011年）10頁。

